

国立大学法人長崎大学 中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・大学及び各学部・研究科は、機能分化の観点から踏まえアドミッション・ポリシーを更に具体化・明確化し、社会に周知する。
- ・学士課程の入学選抜においては、大学本部・アドミッションセンターと各学部が連携し、高等学校等との情報の共有化を進めるとともに、効果的入試広報施策の強化及び選抜方法の工夫を通じて実質的な選抜が可能な志願倍率を確保し、アドミッション・ポリシーで想定する学生を選抜する。
- ・大学院課程の入学選抜においては、各研究科・専攻における育成すべき人材像や社会的要請、教育の質保証・実質化などの観点から、入学定員や実施体制を見直し、適正な定員充足率を維持する。
- ・大学院を中心とする秋季入学枠の拡大等、受入れ方を積極的に開発・実施し、留学生や社会人など国内外の多様な入学者を確保する。

<学士課程>

- ・全学教育の実施体制と内容を見直すとともに、学士力育成過程に教養教育を適切に位置付け、入学から卒業までの一貫した新たな教養教育カリキュラムを再構築する。
- ・各学部のディプロマ・ポリシーを再構築し、必要に応じて入学定員を含めた学部の在り方やカリキュラムを見直す。特に、教育学部の見直しを進めるとともに、社会の要請等を勘案し、医学部医学科及び歯学部歯学科については平成23年度までに入学定員を見直す。
- ・国際的に活躍できる人文社会系グローバル人材を育成するため、多文化社会学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、斬新かつ特色ある教育を展開する。
- ・FDや学生による授業評価などを有効に活用し、講義方法や内容、達成度評価方法を不断に改善する。
- ・学部・学科の枠を越えた共通科目数を増やすとともに、大学間の単位互換などを通じて、幅広い知識を習得できる仕組みを充実させる。
- ・国家資格取得を教育目標とする医歯薬学系の学部は全国平均を上回る国家試験合格率を維持するほか、各種資格取得に向けた教育プログラムの設置を進める。

<大学院課程>

- ・各研究科の特色を生かした高度専門職業人像を明確化し、教育の質保証などの観点から、必要に応じて修士・博士前期課程における専攻・コースの改廃、新設や規模の見直しなどを行う。
- ・各研究科において特色あるコースワークを導入し、それらを充実・強化するとともに、教育実習を含む国内外のインターンシップ、国内外の大学との単位互換などを推進し、高度専門職業人としての実践的問題解決能力や国際性を涵養する。
- ・学位審査基準を大学院生や社会に明示するとともに、厳格に運用する。
- ・育成すべき研究者像と社会的要請、教育の実質化などの観点から、必要に応じて博士・博士後期課程における専攻・コースの改廃、新設や規模の見直しなどを行う。
- ・医歯薬学総合研究科の施設などを戦略的に整備し、融合した教育研究を一層推進する。
- ・コースワークの導入、単位や論文作成指導の実質化、学位論文審査方法の検証などにより教育課程の改善を進め、国際通用性の観点から学位の質的水準を確保する。
- ・大学院生の海外研修や研究成果報告など、海外における研究活動を支援するとともに、海外から第一線級の研究者を招聘して教育研究活動及び指導体制を強化し、世界水準の研究者を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・教員が研究科・専攻、学部・学科等の枠を越えた教育活動に参画する仕組みを構築し、既存の教

育プログラムの充実や新たな教育プログラムの構築に資する。

- ・特定の分野で高度な実務経験を有する人材など、多様な人材の登用を推進する。
- ・ICTなどを活用し、視聴覚機器・教材提示機器を充実させるとともに、少人数クラスの拡大やeラーニング等を利用して双方向型の教育を推進する。
- ・図書館における学生の自学自習環境を整備するとともに、資料・情報の有効利用、情報リテラシー等を通じた教育支援機能を充実させる。
- ・FDの教育改善効果を適切に評価し、従来のFD実施体制を見直して、実効性の高いFDを実施する。
- ・学生による授業評価の実施方法を改善し、評価結果やフィードバックの状況などを、学内外に公表する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・「全学学生生活調査」を3年毎に実施するとともに、学長と学生の直接対話の機会を設定して学生の学習環境や課外活動等における課題を把握し、それらに基づく支援事業を企画・実行する。
- ・緑地や交通経路の整備などを進め、安全で開かれたキャンパス環境を実現するとともに、課外活動、福利厚生施設を整備する。
- ・学生の自主的社会的活動支援組織である「やってみゅーでスク」の機能を発展させる。
- ・部局の就学指導体制に加え、大学本部と部局が連携して就学相談を行うとともにカウンセリング体制を強化し、メンタルヘルス等の向上を目指した予防介入を行う。
- ・就職支援に関する専門知識を有する者や有資格者を配置してキャリア支援組織を強化し、就職活動支援機能を充実させる。
- ・学生への就学支援に加え、自主企画及び課外活動への経済支援を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・人的資源を集中的に投入し、研究設備等を拡充すると同時に、定期的に評価を実施して、グローバルCOEプログラム「放射線健康リスク制御国際戦略拠点」と「熱帯病・新興感染症の地球規模統合制御戦略」を、世界トップレベルの研究として推進する。
- ・世界水準を目指す学内重点研究課題を複数選定し、人的資源及び研究設備の整備を進めるとともに、定期的に評価を実施する。
- ・基盤的研究経費を確保するとともに、有望な研究に対しては学長裁量経費による支援を行い、地域の特色的課題に取り組む研究や研究者個人の発想に基づく多様な研究を推進する。
- ・すべての研究領域において、発表論文及び研究成果の質的向上を図り、インパクトある成果の発表を推進する。
- ・研究成果による受賞や大型外部資金獲得など、顕著な業績に対してインセンティブを与える制度を充実させる。
- ・すべての教員の教育研究活動と教育研究業績を公開するとともに、産学官の共同研究等を通して研究成果を社会に還元する。
- ・本学の知的財産本部と技術移転機関（「長崎 TLO」）を活用し、研究成果の技術移転を推進する。
- ・学外機関と連携して開発研究と前臨床試験の一体化を更に推進し、臨床試験につなげる創薬システムを構築する。
- ・教員の世界規模や全国規模の学術集会・シンポジウムの主催、国際会議への出席、国や地方公共団体の審議会等への参画等を奨励・推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・「地球と人間の健康と安全」に資する世界的教育研究拠点を形成するために、全学的組織体制を構築する。
- ・熱帯医学研究拠点として共同利用・共同研究拠点到認定された熱帯医学研究所の教育研究運営機

能を強化し、国内外の研究者コミュニティの活性化に資する世界トップレベルの共同研究を推進する。

- ・熱帯医学・グローバルヘルス分野において世界トップレベルのロンドン大学衛生熱帯医学大学院等から外国人研究者を招へいし、本学の強みである熱帯医学分野の教育研究環境を強化するとともに、海外フィールドでの調査研究など国際共同研究を推進する。
- ・テニュア・トラック制度を改善・定着させ、有為の若手研究者を重点的に配置する。
- ・学部・学科、研究科・専攻などの教育研究組織の枠を越えて研究者を糾合し、学際的研究組織を機動的に構築して、特定分野のプロジェクト研究を推進する。
- ・博士・博士後期課程の院生に対する RA 及び研究奨励金制度を拡充し、研究活動に専念できる環境を提供する。
- ・長・短期の留学や海外での研究活動を重点的に支援し、若手研究者の海外における研究機会を拡大させる。
- ・男女共同参画推進のための啓発活動を行うとともに、男女共同参画を担当する職員を配置し、女性教員によるメンター制度を導入して、業務と家庭の両立支援や相談体制を整備する。
- ・教員の新規採用に際しては、女性採用率 30%を達成する。
- ・基盤的経費を措置するほか、設備・機器の設置、更新、管理を適切に進め、学内共同教育研究施設等の研究支援体制を拡充する。
- ・各部局の技術職員及び教務職員を一元的に管理し、職員を効率的かつ重点的に配置して、教育研究活動の活性化を推進する。
- ・全学共同で利用する電子ジャーナル、データベース、専門的資料の収集・提供を充実させる。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・産学連携機構を再編成し、県内の他大学、自治体及び企業との対応窓口を一本化し、産学官連携に関するワンストップサービスを一層向上させる。
- ・自治体との地域人材育成協定の締結や共同プロジェクトの実施、地域人材育成のための外部資金への共同応募とその獲得を通じて、地域の要請の高い専門技術者の養成を支援する。
- ・社会のニーズに沿ったシンポジウムや市民公開講座、音楽会や展覧会を開催する。
- ・長崎県下の教員免許状更新講習の企画・運営及び実施に際して中心的役割を果たす。
- ・長崎県と連携し理数分野を得意とする児童・生徒を育成するためのプロジェクトを開始し、それを推進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・サテライト・オフィスの東京開設等を通じて国際連携研究戦略本部の情報収集・発信機能や外部資金獲得機能を拡充・強化する。
- ・本学の海外教育研究拠点（ケニア、ベトナム、ベラルーシ）を強化して先導的研究を推進するとともに、フィリピン等のアジア地域や欧州等に本学の特色を活かした新たな教育研究活動拠点を形成する。
- ・海外の研究者の招聘・雇用を支援・推進するとともに、国際学会・シンポジウムの主催を支援する。
- ・国際機関や各省庁、ODA 関連機関及び民間組織との連携を強化し、教育研究を介する国際貢献を推進する。
- ・国際貢献・国際協力を目指す人材を育成する大学院の教育研究組織、カリキュラムの充実を進め、全学的支援体制を強化する。
- ・ロンドン大学衛生熱帯医学大学院等と連携し、世界で活躍できるグローバル・リーダーを育成する熱帯医学・グローバルヘルス研究科の平成 27 年度設置に向けて、教育研究環境を整備する。
- ・海外の大学との重点交流プログラムを複数選定し、学生及び大学院生の派遣制度の充実と教育拠

点形成を重点的に支援する。

- ・ 自学自習システムや長・短期の留学制度、留学生との共修科目を充実させ、全学部の学生が卒業時に国際通用性を有する英語検定試験の一定レベルを超えることができるよう支援して、国際人として必要な英語によるコミュニケーション能力を涵養する。
- ・ 学士課程及び大学院課程の専門分野における、英語による教育コース、授業科目を増加させる。
- ・ 英語以外の外国語の習得機会を増やし、幅広い国際的視野を有する人材を育成する。
- ・ 教育の国際化機能を集約する国際教育リエゾンセンター（仮称）を新たに設立し、日本語並びに日本の文化や歴史などの教育を重点的に行うとともに、外国語に堪能かつ外国文化に精通する事務職員を配置して、留学生を支援する。
- ・ 国際交流会館等の整備などにより留学生の住環境を改善するほか、日本での就職を希望する留学生のために、日本語教育の充実、就職情報の収集・提供及びインターンシップ受入れ企業の開拓等を行う。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ・ 移植・再生医療の研究者を糾合し研究開発及び臨床的実践計画を支援することにより、高度先端医療の供給拠点としての役割を果たす。
- ・ 中央診療施設・旧精神科神経科病棟を再整備するとともに、救急医療施設、手術部、地域周産期母子医療センター等の施設をより効率的に運用する。
- ・ 臨床教育・研修センター及びキャリア支援室等の指導のもと若手医師のキャリアパスを明確に示し、スキルアップ、意識啓発を図りながら地域医療に貢献する若手医療人を養成する。
- ・ 大学本部直轄の病院運営体制を不断に見直し、病院に所属する職員のモチベーション維持に十分配慮しつつ、病院経営の安定化を実現する。
- ・ 感染症医療や被ばく医療（核医学診断治療）を核にした長崎大学病院国際医療センターを組織し、離島・へき地医療、救急災害医療等と連携し、アジア・アフリカ及び地域医療に貢献する人材を育成する。
- ・ 県内の各医療機関との連携を図りつつ、大学病院としての地域医療支援体制を強化し、「最後の砦」としての地域貢献を実現する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ・ 附属学校・園の管理・運営システムを不断に見直し、質の高い実証的教育・研究を推進する。
- ・ 教員養成カリキュラムの改善や教育方法の研究開発に参画し、教育学部・教職大学院の機能を強化する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 役員会を中心とした法人運営と副学長の下にライン化した大学運営を担保する体制を整備するとともに、必要に応じて学長の部局長指名制度を拡充するなど、学長を中心とした戦略の策定及びその遂行を機動的に行う。
- ・ 学長室の情報収集、分析、企画立案機能を強化し、学長のリーダーシップのもと大学の重要課題に的確かつ迅速に対応する。
- ・ 迅速かつ適切な意思決定の実現、教職員の負担軽減に向けて、全学委員会を中心に本部所管の委員会の在り方を見直し、統廃合を進めるとともに、各部局においても委員会等の統合整理や教授会の審議事項の精選を更に推進する。
- ・ 重要課題や戦略などに関する全学的な意思統一を進めるために、学長と教員との対話の定期的実施や重要課題に対する学内パブリックコメント制の導入、委員会報告の学内公開などの学内の情報共有施策を推進する。
- ・ 本学、金沢大学及び千葉大学の有する強み・特色を活かし、健康・医療・環境に関する地球規模

の課題を解決に導く人間性豊かな人材の育成・輩出を担う共同大学院の設置を目指し、教育研究環境を整備する。

- ・学長のリーダーシップの下で、教育及び研究の更なる実質化、高度化、国際化を実現するため、教育研究組織の再編成や学内資源の再配分等を戦略的・重点的に行う。
- ・部局や業務の特性に合致する就業形態の採用に向け、裁量労働制を含め新たな制度を運用する。
- ・教育研究、管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制を構築し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。
- ・40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用の、若手教員の概ね1割となるよう促進する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・事務効率化のためのプロジェクトチーム等を活用し、業務分析に基づいた事務分掌規程の見直しや柔軟かつ重点的な人員配置を通じて、機動的な業務遂行体制を再構築する。
- ・調査・分析・企画立案に係わる業務への参画及び他大学や国立大学協会などと連携したSDへの積極的参加等を通じて、若手職員の意欲及び能力を向上させる。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・学長裁量経費などを用いて競争的外部資金獲得のための活動支援体制を強化・充実し、科学研究費補助金やその他の外部研究資金の獲得額を増加させる。
- ・民間企業や同窓会組織に対して、寄附金等を増加させるための広報活動を戦略的に実施する。
- ・病院収益の増収に向け、病床稼働率や平均在院日数に目標値を設定し、第二期中期目標期間終了時に平成20年度病院収益に対し9%以上の増収を確保する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ・本学の人件費管理における定員管理方法を検証し、中期的観点から最適な方法を採用する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- ・業務分析に基づいて業務改善を進め、ICTやアウトソーシングを活用して管理的経費を削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・資産台帳の効果的利用や資産管理情報の一元管理を進めて資産を適正に管理し、本学の有する練習船やその他の資産の他大学との共同利用を進めるなど、本学の資産を有効に活用する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・認証評価、法人評価等の第三者評価を踏まえた改善のためのアクションプラン策定システム、実施された改善策の再評価システムを整備する。
- ・個人評価とインセンティブの関係、評価結果の公表などについて従来の手法を見直し、現在の教員個人の評価システムを改善し、教員の教育研究水準を向上させる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・経営協議会における意見の内容及びその反映状況等の情報を公表する。
- ・情報の適正管理に留意しつつ、財務等の大学運営に関する情報や教育研究活動とその成果に関する情報を開示する。
- ・本学の広報体制を整備・強化するとともに、教員の研究成果や部局の情報に関するデータベースを拡充し、本学の教育、研究、入試及び社会貢献に関する情報を迅速かつ効果的に社会に発信する。
- ・本学が保有する歴史的貴重資料の整理及び更なる収集に努め、そのデータベース化を通じ公開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設設備整備計画を策定し、環境保全やバリアフリーなどに配慮しつつ、中期的観点に立つ優先順位にしたがって施設設備の充実を進める。
- ・既存施設の点検評価を踏まえ、施設設備を計画的・効率的に維持管理するとともに大学全体の視点に立ち戦略的に活用する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・労働安全衛生体制を充実させ、教職員に対する安全教育を毎年行い、教職員の健康管理と健康増進を推進する。
- ・本学の危機管理体制及び安全管理体制を充実させ、本学の学生及び教職員、附属校園の児童・生徒等の安全を確保する。
- ・情報資産の安全管理を高めるための体制を整備するとともに、高度情報セキュリティに対応した人材を育成する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・これまでに構築した会計並びに業務に関する内部監査の手法や事項を毎年見直し、定期的な内部監査を実施するとともに、その結果を改善に生かす。
- ・監査法人や経営協議会によるモニタリング機能を強化するほか、情報公開を推進し、法人運営の透明性を確保する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算（暫定*）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	95,706
施設整備費補助金	2,017
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	408
自己収入	146,504
授業料及び入学科検定料収入	30,973
附属病院収入	114,258

財産処分収入	0
雑収入	1,273
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	16,504
長期借入金収入	4,457
計	265,596
支出	
業務費	231,600
教育研究経費	127,952
診療経費	103,648
施設整備費	6,882
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	16,504
長期借入金償還金	10,610
計	265,596

* 運営費交付金額が暫定値であるため、予算全体も暫定である。

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 125,713 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成 23 年度以降は平成 22 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、長崎大学役員退職手当規程及び長崎大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

① 「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度における F (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員 (①にかかる者を除く。) の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員 (役員を含む) の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成 22 年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成 22 年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」：検定料収入，入学料収入(入学定員超過分等)，授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成 22 年度予算額を基準とし，第 2 期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として，当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として，当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として，当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は，以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

- (1) $E(y) = E(y-1) \times \beta$ (係数)
- (2) $F(y) = \{F(y-1) \times \alpha$ (係数) $\} \times \beta$ (係数) $\pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$
- (3) $G(y) = G(y)$

$E(y)$ ：教育研究等基幹経費(①)を対象。

$F(y)$ ：その他教育研究経費(②)を対象。

$G(y)$ ：基準学生納付金収入(③)，その他収入(④)を対象。

$S(y)$ ：政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$T(y)$ ：教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$ ：施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は，以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y)：特別経費（⑤）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I(y)：特設要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)}$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y)：一般診療経費（⑦）を対象。

K(y)：債務償還経費（⑧）を対象。

L(y)：附属病院収入（⑨）を対象。

V(y)：一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y)：附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

- α（アルファ）：大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.4%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

- β（ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特設要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具

体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 22 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 22 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は 1 とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0 として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	261,812
経常費用	261,812
業務費	232,000
教育研究経費	27,204
診療経費	57,433
受託研究費等	10,630
役員人件費	761
教員人件費	73,260
職員人件費	62,712
一般管理費	4,694
財務費用	3,526
雑損	0
減価償却費	21,592
臨時損失	0
収入の部	258,891
経常収益	258,891
運営費交付金収益	94,230
授業料収益	24,290
入学金収益	3,739

検定料収益	748
附属病院収益	114,258
受託研究等収益	10,630
寄附金収益	5,567
財務収益	58
雑益	1,216
資産見返負債戻入	4,155
臨時利益	0
純利益	△ 2,921
総利益	△ 2,921

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	269,106
業務活動による支出	238,964
投資活動による支出	16,022
財務活動による支出	10,610
次期中期目標期間への繰越金	3,510
資金収入	269,106
業務活動による収入	258,714
運営費交付金による収入	95,706
授業料及び入学金検定料による収入	30,973
附属病院収入	114,258
受託研究等収入	10,630
寄附金収入	5,824
その他の収入	1,323
投資活動による収入	2,425
施設費による収入	2,425
その他の収入	0
財務活動による収入	4,457
前期中期目標期間よりの繰越金	3,510

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

Ⅶ 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

41億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・白鳥町職員宿舎の土地の一部（長崎県長崎市白鳥町1231番5, 345.01㎡）を譲渡する。
- ・桜馬場職員宿舎の土地（長崎県長崎市桜馬場1丁目43番2, 268.53㎡）を譲渡する。
- ・夫婦川町職員宿舎の土地（長崎県長崎市夫婦川町28番2, 373.69㎡）を譲渡する。
- ・立岩職員宿舎の土地（長崎県長崎市立岩町177番2外, 1,683.81㎡）を譲渡する。
- ・経済学部グラウンドの土地の一部（長崎県長崎市片淵4丁目812番1, 119,88㎡）を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
(坂本) 総合研究棟改修（医学系）、 (医病) 外来棟他改修、 (医病) 国際医療センター（感染症センター）改修、 (医病) 基幹・環境整備、 小規模改修	総額	施設整備費補助金 (2,017)
	7,202	船舶建造費補助金 (0)
		長期借入金 (4,457)
		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (408)
		自治体等補助金 (320)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金、自治体等補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予

想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

○ 採用方針

特定分野で高度な実務経験を有する人材など多様な人材の登用を推進するとともに、教員の新規採用に際しては女性教員の登用を推進し、女性採用率30%を達成する。

○ 人事管理方針

人件費管理については、現行の員数管理による定員管理方法を検証し、本学の中期目標・中期計画を達成する観点から最適な人件費管理方法を採用する。

また、メンター制度の導入や業務と家庭の両立支援を行い、男女共同参画体制を推進する。

さらに、研究活動の活性化を推進するため、研究成果による受賞や大型外部資金獲得など顕著な業績に対して、インセンティブを与える制度を充実させる。

○ 人材育成方針

テニユア・トラック制度等を活用して自立した若手研究者を育成する。

また、若手職員の意欲及び能力を向上させるため、調査・分析・企画立案に係わる業務への参画及び他大学や国立大学協会などと連携したSDへの参加等を推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 125,713 百万円 (退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)	1,181	1,455	1,800	1,865	1,886	1,958	10,143	20,123	30,266

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当なし

4 積立金の使途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ・ バイオメディカル・リサーチセンターの増改築に係る設備整備費の一部
- ・ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別表（収容定員）

平成 22 年 度	教育学部	960人	
			（うち教員養成に係る分野 900人）
	経済学部	1,690人	
	医学部	1,072人	
			（うち医師養成に係る分野 620人）
	歯学部	320人	
			（うち歯科医師養成に係る分野 320人）
	薬学部	360人	
			（うち薬剤師養成に係る分野 200人）
	工学部	1,620人	
	環境科学部	580人	
	水産学部	440人	
	平成 23 年 度	教育学研究科	76人
		うち修士課程	36人
		専門職学位課程	40人
経済学研究科		39人	
		うち博士前期課程	30人
		博士後期課程	9人
生産科学研究科		580人	
		うち博士前期課程	436人
		博士後期課程	144人
医歯薬学総合研究科		583人	
		うち修士課程	72人
		博士課程	404人
		博士前期課程	53人
	博士後期課程	54人	
国際健康開発研究科	20人		
	うち修士課程	20人	
平成 23 年 度	教育学部	960人	
			（うち教員養成に係る分野 960人）
	経済学部	1,690人	
	医学部	1,093人	
			（うち医師養成に係る分野 641人）
	歯学部	315人	
			（うち歯科医師養成に係る分野 315人）
	薬学部	400人	
			（うち薬剤師養成に係る分野 240人）
	工学部	1,600人	
	環境科学部	580人	
	水産学部	440人	
	平成 23 年 度	教育学研究科	76人
		うち修士課程	36人
		専門職学位課程	40人
経済学研究科		39人	
		うち博士前期課程	30人
		博士後期課程	9人
工学研究科		215人	
	うち博士前期課程	200人	

	博士後期課程 10人 博士課程 5人 水産・環境科学総合研究科 77人 うち博士前期課程 60人 博士後期課程 12人 博士課程 5人 生産科学研究科 314人 うち博士前期課程 218人 博士後期課程 96人 医歯薬学総合研究科 544人 うち修士課程 108人 博士課程 382人 博士後期課程 54人 国際健康開発研究科 20人 うち修士課程 20人
平成 24 年 度	教育学部 960人 (うち教員養成に係る分野 960人) 経済学部 1,690人 医学部 1,114人 (うち医師養成に係る分野 662人) 歯学部 310人 (うち歯科医師養成に係る分野 310人) 薬学部 400人 (うち薬剤師養成に係る分野 240人) 工学部 1,580人 環境科学部 580人 水産学部 440人
	教育学研究科 76人 うち修士課程 36人 専門職学位課程 40人 経済学研究科 39人 うち博士前期課程 30人 博士後期課程 9人 工学研究科 430人 うち博士前期課程 400人 博士後期課程 20人 博士課程 10人 水産・環境科学総合研究科 154人 うち博士前期課程 120人 博士後期課程 24人 博士課程 10人 生産科学研究科 48人 博士後期課程 48人 医歯薬学総合研究科 522人 うち修士課程 44人 博士課程 360人 博士前期課程 72人 博士後期課程 46人 国際健康開発研究科 20人

	うち修士課程	20人
平成 25 年 度	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野 960人)
	経済学部	1,690人
	医学部	1,135人 (うち医師養成に係る分野 683人)
	歯学部	305人 (うち歯科医師養成に係る分野 305人)
	薬学部	400人 (うち薬剤師養成に係る分野 240人)
	工学部	1,550人
	環境科学部	580人
	水産学部	440人
	教育学研究科	76人 うち修士課程 36人 専門職学位課程 40人
	経済学研究科	39人 うち博士前期課程 30人 博士後期課程 9人
	工学研究科	445人 うち博士前期課程 400人 博士後期課程 30人 博士課程 15人
水産・環境科学総合研究科	171人 うち博士前期課程 120人 博士後期課程 36人 博士課程 15人	
医歯薬学総合研究科	522人 うち修士課程 52人 博士課程 360人 博士前期課程 72人 博士後期課程 38人	
国際健康開発研究科	20人 うち修士課程 20人	
平成 26 年 度	多文化社会学部	100人
	教育学部	960人 (うち教員養成に係る分野 960人)
	経済学部	1,600人
	医学部	1,156人 (うち医師養成に係る分野 704人)
	歯学部	300人 (うち歯科医師養成に係る分野 300人)
	薬学部	400人 (うち薬剤師養成に係る分野 240人)
	工学部	1,520人
	環境科学部	570人
	水産学部	440人
	多文化社会学部	100人
	教育学研究科	76人

	<p>うち修士課程 18 人 専門職学位課程 58 人 経済学研究科 39 人 うち博士前期課程 30 人 博士後期課程 9 人 工学研究科 450 人 うち博士前期課程 400 人 博士後期課程 30 人 博士課程 20 人 水産・環境科学総合研究科 176 人 うち博士前期課程 120 人 博士後期課程 36 人 博士課程 20 人 医歯薬学総合研究科 514 人 うち修士課程 52 人 博士課程 360 人 博士前期課程 72 人 博士後期課程 30 人 国際健康開発研究科 20 人 うち修士課程 20 人</p>
平成 27 年度	<p>多文化社会学部 200 人 教育学部 960 人 (うち教員養成に係る分野 960 人) 経済学部 1,510 人 医学部 1,172 人 (うち医師養成に係る分野 720 人) 歯学部 300 人 (うち歯科医師養成に係る分野 300 人) 薬学部 400 人 (うち薬剤師養成に係る分野 240 人) 工学部 1,520 人 環境科学部 555 人 水産学部 440 人</p>
	<p>教育学研究科 76 人 うち専門職学位課程 76 人 経済学研究科 39 人 うち博士前期課程 30 人 博士後期課程 9 人 工学研究科 480 人 うち博士前期課程 420 人 博士後期課程 35 人 博士課程 25 人 水産・環境科学総合研究科 181 人 うち博士前期課程 120 人 博士後期課程 36 人 博士課程 25 人 医歯薬学総合研究科 502 人 うち修士課程 40 人</p>

	博士課程	360 人
	博士前期課程	72 人
	博士後期課程	30 人
	国際健康開発研究科	20 人
	うち修士課程	10 人
	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	27 人
	うち修士課程	27 人